

## 別 表

- 1 調達する物品を製造するメーカーが入札参加する案件で、次の各号の要件すべてに該当するもの
  - (1) 仕様を満たす物品が1メーカー1製品しかないこと（製品選定の場合も含む）
  - (2) 当該製品を製造するメーカーだけが入札に参加していること
  - (3) 互換性や性能保証など物理的な要因により仕様が限定されており、仕様要件を変更することが不可能であること
  
- 2 複数の契約請求局が同種の役務を発注する案件で、同一年度内に他の契約請求局において入札状況調査を実施済みまたは予定しているもの
  
- 3 過去に入札状況調査を行った案件（類似案件含む）で、次の各号の要件すべてに該当するもの
  - (1) 次のアまたはイに該当し、かつ社会情勢に変更がないこと
    - ア 過去に入札状況調査を行っていること
    - イ 入札状況調査を行った案件と同様の発注内容及び入札参加資格であること
  - (2) 直近の入札状況調査が入札案件の取止めによるものでないこと
  - (3) 既に入札状況調査を行った業者以外に、事情聴取可能な業者が見込めないこと